

警 視 庁

第1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 一般会計
- (2) 財 産

2 実地審査場所

警 視 庁

3 審査の方法

知事から提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、警視庁執行分を審査した。

審査に当たっては、

- (1) 決算計数は、正確であるか
- (2) 予算の執行は、適正かつ効率的になされているか
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、適正に処理されているか

などに主眼を置き、決算書等及び証拠書類の照合等を行うとともに、関係部局から決算についての説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第2 審査の結果

1 決算計数について

審査に付された一般会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書の計数は、誤りのないものと認められる。

なお、財産に関する調書の計数については、次のとおり、その一部に誤りが認められた。

(1) 財産管理

ア 公有財産について

< 建 物 >

(ア) 建物 16.06m² (西が丘庁舎) が登載漏れとなっている。

イ 物品について

(ア) 物品 1点 (アダプター) が過大に登載されている。

第3 決算の概要

1 歳入歳出決算の状況

(1) 一般会計

ア 歳入

(単位:千円、%)

科目(款)	予算現額	収入済額	比較増()減額	収入率
使用料及手数料	19,919,090	19,155,777	763,312	96.2
国庫支出金	11,305,369	6,680,954	4,624,415	59.1
財産収入	1,417,781	1,325,868	91,912	93.5
諸収入	4,806,550	4,797,681	8,868	99.8
計	37,448,790	31,960,282	5,488,507	85.3

歳入は、第7款使用料及手数料ほか3款であり、予算現額374億4,879万円、収入済額319億6,028万余円、比較減額54億8,850万余円、収入率85.3%である。

歳入の主な内容は、

・使用料及手数料のうち、自動車運転免許事務等の警察手数料 190億7,278万余円である。

なお、第12款諸収入(項:弁償金及報償金)において、不納欠損額(1,126万余円)及び収入未済額(13億2,064万余円)が、同款(項:雑入)において、収入未済額(4,932万余円)が生じている。

イ 歳出

(単位:千円、%)

科目(款)	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
警察費	609,190,461	596,072,363	128,812	12,989,285	97.8
諸支出金	41	41	0	0	100
計	609,190,502	596,072,404	128,812	12,989,285	97.8

歳出は、第13款警察費及び第16款諸支出金の2款で5項19目に区分し執行しており、予算現額6,091億9,050万余円、支出済額5,960億7,240万余円、翌年度繰越額1億2,881万余円、不用額129億8,928万余円、執行率97.8%である。

警察費の主な執行内容は

・職員の給与費、管理事務費等に要したものの

(項)警察管理費 (目)警察本部費 4,812億4,325万余円

・警察装備の維持管理等に要したものの

(項)警察管理費 (目)装備費 94億7,057万余円

- ・職員退職手当等に要したものの
 (項)退職手当及年金費 (目)退職費 337億351万余円
- ・交通安全施設の維持管理等に要したものの
 (項)警察活動費 (目)交通安全施設管理費 124億5,735万余円
- ・警察施設の維持管理等に要したものの
 (項)警察施設費 (目)施設管理費 102億2,641万余円
- ・庁舎改築・改修及び警察署用地買収等に要したものの
 (項)警察施設費 (目)建設費 196億8,703万余円

である。

翌年度繰越額は、繰越明許費1億2,881万余円で、交通信号機移設工事に係る1,176万余円及び交通信号機新設工事に係る1億1,704万余円である。

2 財産の管理状況

ア 財産

区 分	平成17年度末現在高	平成16年度末現在高	増()減
1 公有財産			
土地	824,386.32 m ²	818,720.99 m ²	5,665.33 m ²
建物	1,460,081.40 m ²	1,439,088.64 m ²	20,992.76 m ²
動産	航空機 8機	航空機 7機	1機
物権	地上権 611.65 m ²	地上権 611.65 m ²	0 m ²
無体財産権	著作権 32件	著作権 25件	7件
	商標権 8件	商標権 12件	4件
出資による権利	3,078,000,000円	3,078,000,000円	0円
2 物品	4,568点	4,079点	489点
3 債権	1,176,341,572円	1,184,220,921円	7,879,349円

警視庁で所管している財産は上表のとおりであり、その主な増減事由は、

- ・土地の増加は、万世橋分庁舎敷地の財務局への引継ぎにより332.10m²減少したものの、西新井警察署移転先用地の買入れにより4,375.02m²増加したことによるもの
- ・建物の増加は、北沢警察署仮設庁舎の取壊しにより1,969.34m²減少したものの、三鷹警察署の改築により9,705.00m²増加したことによるもの
- ・動産の増加は、ヘリコプター1機を購入したことによるもの
- ・著作権の増加は、既存の教養ビデオを登録したことによるもの
- ・商標権の減少は、旧法(旧商標法)に基づく商標登録の更新期限が切れたことによるもの
- ・物品の増加は、災害用給水車(4台)を購入したことによるもの

・債権の減少は、借上げ事務室（延963.65m²）の敷金を値下げしたことによるものである。